

第 39 号議案

品川区議会議員および品川区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 18 日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区議会議員および品川区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

品川区議会議員および品川区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 6 年品川区条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条および第 8 条中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改める。

第 9 条中「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の品川区議会議員および品川区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

（説明）区議会議員および区長の選挙運動に係るビラおよびポスターの作成の公費負担の単価を改める必要がある。